

患者さん各位

医療情報・システム基盤整備体制充実加算について

当院は、国の施策によりマイナンバーカードを用いて医療情報を取得できる体制を整備しております。患者さんご自身でマイナンバーカードを使用して受付の認証端末での認証操作についてご協力をお願いいたします。

この仕組みは医療機関同士の連携による適切な診療や、診療費の抑制に寄与するものです。

- マイナンバーカードで認証いただくことで、下記情報が利用可能になります。

- 健康保険証の資格の有無
- 高額療養費制度の負担区分
- 他院での投薬履歴
- 特定検診情報 など

- 医療情報・システム基盤整備体制充実加算に関する掲示について

2023年4月1日より当院ではオンライン資格確認が可能になったことに伴い、医療情報・システム基盤整備体制充実加算(注1)の対象医療機関となりました。

(注1)

- ① 施設基準を満たす医療機関で初診を行った(マイナンバーカードの利用なし)場合 **4点**
- ② ①であって、オンライン資格確認等により情報を取得等した(マイナンバーカードの利用)場合 **2点**
- ③ 施設基準を満たす医療機関で再診を行った(マイナンバーカードの利用なし)場合 **2点**

ただし、令和5年4月1日～12月末までの期間は特例措置が適用され、下表のとおり加算(点)となります。

		通常の加算	特例措置期間(R5.4~R5.12)の加算
初診	マイナンバーカードを利用しない	4点	6点
	マイナンバーカードを利用する	2点	2点
再診	マイナンバーカードを利用しない	—	2点
	マイナンバーカードを利用する	—	—

※初診料を算定する場合とは

過去に当院を受診されていた方でも、久しぶりの受診や新たな疾患で受診された場合は初診料の算定をする場合がございます。

令和5年4月1日
表参道吉田病院
院長 吉田 元樹